

## 令和8年度愛知県生活困窮者自立支援制度従事者養成研修事業委託業務仕様書

### (委託の目的)

第1 県内の生活困窮者自立支援制度従事者（相談支援員、主任相談支援員、就労支援員等）の資質向上を図り、生活困窮者自立支援業務の円滑な実施に資するため。

### (委託内容)

第2 委託内容は、次に掲げる事項とする。

#### (1) 研修会の開催

以下の内容に沿って実施すること。ただし、研修の周知は県で行うものとする。

研修名	主な対象	研修概要	定員	研修期間
生活困窮者自立支援制度新任者向け研修	生活困窮者自立支援制度に従事する新任職員	生活困窮者自立支援制度の基本的理念について学ぶ。	90名	1日
主任相談支援員養成研修	主任相談支援員	「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を行いながら、個々に応じた包括的な支援を図るとする生活困窮者自立支援の理念を学ぶとともに、主任相談支援員に求められる実践力を高める。	45名	2日 (10.5時間以上)
相談支援員・就労支援員養成研修	相談支援員、就労支援員	「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を行いながら、個々に応じた包括的な支援を図るとする生活困窮者自立支援の理念を学ぶとともに、相談支援員、就労支援員に求められる実践力を高める。	90名	2日 (10.5時間以上)
相談支援員等合同実践研修	生活困窮者自立支援制度従事者	相談支援員等の中で、共通のテーマに関する議論や情報交換等を行うことにより、業務に際して求められる連携体制を強化する。	61名	1日

※ 研修には、受講者参加型の形式を取り入れること。ただし、生活困窮者自立支援制度新任者向け研修については、この限りでない。

#### (2) 研修企画チームの設置・運営

生活困窮者自立支援制度の実務経験者や人材養成研修の企画立案や実施に関わる者で構成する研修企画チームを設置し、乙もこれに加わること。

研修内容は研修企画チームの企画・立案を踏まえて決定すること。

また、「生活困窮者自立支援制度新任者向け研修」の開催後、委託期間中に、研修企画チームにおいてその実施内容について振り返り、次年度の「生活困窮者自立支援

制度新任者向け研修」企画・立案に関する意見を聴取すること。

(3) 受講者アンケートの実施

上記各研修において、受講者に対し、アンケートを実施すること。また、その集計結果を県に提出すること。

(4) 研修修了者名簿の作成

上記各研修の修了者の名簿を作成し、県に提出すること。

(5) 修了証書の発行・交付

県が別途示す名簿と様式により、「生活困窮者自立支援制度人材養成研修 修了証書」を作成し、対象者に交付すること。

(6) その他

上記業務に関連、付随する業務を行う。

(雑則)

第3 この仕様書の定めがない事項については、県と協議のうえ決定する。